埼玉県身体障害者結婚相談員設置事業実施要綱

1 目 的

結婚を希望する身体障害者に対して、結婚に関する各種相談等に応じる ため、結婚相談員を設置することにより、これらの者の福祉の向上を図る ことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、埼玉県(以下「県」という。)とする。ただし、 県は事業を身体障害者福祉について専門的知識を持つ社会福祉法人等に委 託することができるものとする。

- 3 結婚相談員の設置
 - (1) 県は、身体障害者の相談にあたる結婚相談員を置くものとする。
 - (2) 結婚相談員は、社会的信望があり、身体障害者福祉に理解と熱意を有する者のうちから選任するものとする。
- 4 結婚相談員の業務

結婚相談員は、次の業務を行う。

- (1) 結婚希望に関する相談
- (2) 結婚に関する身体的相談
- (3) 登録事業のネットワーク化システムの作成及びその円滑な運営に関すること。
- (4) その他、障害者等の福祉に寄与すると認められる結婚相談
- 5 結婚相談員の責務

結婚相談員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 結婚相談活動を通じて知り得た個人の秘密を守ること。
- (2) 面接技術及び障害者に関する知識の向上に努めること。
- 6 実施上の留意事項

この事業の実施内容については、県内の結婚希望者、福祉事務所及び市町村等に周知するものとする。

7 その他

この要綱に定めるものの他、結婚相談員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用するものとする。 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用するものとする。